

板橋区教育標準時間認定に関する要綱

(平成27年3月4日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)その他の法令に基づき、子どものための教育・保育給付に係る教育標準時間認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 子どものための教育・保育給付 法第11条に規定する施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費(以下「施設型給付費、地域型保育給付費等」という。)の支給

(2) 教育標準時間認定 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る法第20条に規定する教育・保育給付認定

(3) 幼稚園等 法第27条第1項の規定により区長が確認した同法第7条第4項に規定する幼稚園及び認定こども園

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(申請)

第3条 教育標準時間認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、幼稚園等への入園が内定した後、教育・保育給付認定申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、当該保護者に対し、教育標準時間認定のための審査及び調査に必要な書類の提出を求めることができる。ただし、公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3 申請書は、幼稚園等を経由して提出することができる。

(調査及び審査)

第4条 区長は、申請内容及び教育標準時間認定に係る状況を把握するため、申請書及び必要書類の確認、保護者との面接等により調査及び審査を行う。

(教育・保育給付認定)

第5条 区長は、前条の規定による調査及び審査の結果、法第19条第1項1号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められるときは、教育標準時間認定を行うものとする。

(有効期間)

第6条 区長は、教育標準時間認定をするに当たっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第8条第1号の規定に基づき、当

該教育標準時間認定の有効期間を、教育標準時間認定が効力を生じた日から対象となる小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間とするものとする。

(認定の結果の通知等)

第7条 区長は、教育標準時間認定を行ったときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定通知書(別記第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。ただし、第3条第3項の規定により幼稚園等を経由して申請書が提出された場合における施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定通知書の交付は、当該申請の際に経由した幼稚園等を経由して行うことができる。

2 区長は、教育標準時間認定申請に係る申請者が支給要件を満たさないときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定却下通知書(別記第3号様式)により、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

3 区長は、教育標準時間認定申請の取消しを行ったときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

4 区長は、教育標準時間認定申請に対する処分の延期を行ったときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定遅延通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(利用契約の締結)

第8条 保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定通知書を受領した後に、各幼稚園と利用契約を締結する。

2 各幼稚園は利用契約を締結した後、速やかに契約者一覧を区長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、施行の日以後に教育・保育を受ける小学校就学前子どもの支給認定について適用する。

3 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。ただし、次項の規定

は、区長決定の日から施行する。

- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後の第3条第1項、第4条、第8条第1項及び第9条第2項の規定は、施行の日以後の教育標準時間認定について適用し、施行の日前の教育標準時間認定については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後の第3条第1項及び第7条第1項の規定は、施行の日以後の教育標準時間認定について適用し、施行の日前の教育標準時間認定については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この一部改正は、決定の日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の第1号様式は、令和4年4月1日以後の入園に係る教育標準時間認定申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 この一部改正による改正前の板橋区教育標準時間認定に関する要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教育・保育給付認定申請書（教育標準時間認定用）

(宛先) 板橋区 長	記入日 年 月 日
<p>1. 区は、子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況等の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。また、本申請による認定を行うために必要な税務、児童福祉手当及び生活保護等の情報について、区が公簿（電子計算組織の利用を含む。）で確認します。</p> <p>2. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、区は、申請日に関わらず、審査結果のお知らせを延期する場合があります。</p> <p>3. 申請書等に記載した内容は、教育・保育給付認定に関する情報として必要な範囲で、区は、施設・事業者を提供することがあります。</p> <p>4. 区は、子ども・子育て支援法施行規則第7条第1項第2号規定に基づき、教育・保育給付認定時に利用者負担額等に関する事項について施設・事業者を提供することがあります。</p> <p>5. 区は、教育・保育給付認定申請を受け、東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例に基づき区が決定した保育料の階層区分を、幼稚園等に関する補助金額の決定に利用します。また、本申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査及びその付帯業務のために利用します。</p>	

以上のことに同意し、教育・保育給付（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号）に係る認定を申請します。

認定種別	第1号	<input type="checkbox"/> 申請子どもが満3歳以上～小学校就学前であり、子どものための教育・保育給付認定（教育標準時間認定）を希望														
	フリガナ（口座名義人） 氏名															
申請保護者	申請子どもとの続柄										年齢	生年月日				
	性別										男・女	個人番号				
	金融機関名										支店名		支店コード（3桁）			
	振込先金融機関（申請者名義）										銀行・信用金庫 信用組合・農協		支店			
	預金種別		普通・当座			口座番号（7桁）										
住所	〒 - (マンション名等)										電話番号		父: ()			
	板橋区												母: ()		自宅: ()	
申請子どもの保護者及び世帯員	年1月1日又は、年1月1日の住所地が板橋区以外の方は記入してください。										板橋区への転入日		年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 年 1月 1日 [区(市)]										<input type="checkbox"/> 年 1月 1日 [区(市)]					
	ひとり親世帯等に該当しますか。 (該当の場合のみ、右の□にレ点を付けてください。)										<input type="checkbox"/> 該当					
	フリガナ 氏名										続柄 性別	年齢	生年月日		職業・学校名・通園施設名 (単身赴任等で別居の場合は住所)	
	申請子ども										個人番号	年 月 日		転園の場合は、通園していた施設を記入してください。【施設名】: (年 月 日退園)		
申請子ども										個人番号	年 月 日		転園の場合は、通園していた施設を記入してください。【施設名】: (年 月 日退園)			
										個人番号	年 月 日					
										個人番号	年 月 日					
										個人番号	年 月 日					
										個人番号	年 月 日					

利用する（予定を含む。）幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）・特別支援学校幼稚部について記入してください。

施設名		満3歳児	年少3歳児	年中4歳児	年長5歳児	利用開始予定日	<input type="checkbox"/> 翌年度4月1日 <input type="checkbox"/> その他 (年 月 日)
-----	--	------	-------	-------	-------	---------	---

施設型給付費・地域型保育給費等支給認定通知書

様

板橋区長

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請について、次のとおり教育・保育給付認定したことを証明します。

記

認定証番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	〒
子ども	氏名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
保育必要量		
有効期間		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設型給付費・地域型保育給費等支給認定却下通知書

様

板橋区長

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請について、次のとおり却下しましたので通知します。

記

認定証番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	〒
子ども	氏名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
保育必要量		
有効期間		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設型給付費・地域型保育給費等支給認定取消通知書

様

板橋区長

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請について、次のとおり教育・保育給付認定を取り消しましたので通知します。

記

認定証番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	〒
子ども	氏名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
保育必要量		
有効期間		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

施設型給付費・地域型保育給費等支給認定遅延通知書

様

板橋区長

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請について、現在審査中ですので 年 月 日までお待ちください。

記

認定証番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	〒
子ども	氏名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
保育必要量		
有効期間		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。